

令和7年度地域で取り組む健幸・デジタル生活推進事業企画運営業務委託公募型プロポーザル方式による調達 実施要領

1 主 旨

本実施要領は、令和7年度地域で取り組む健幸・デジタル生活推進事業企画運営業務委託を実施するに当たり、企画提案を求め、当該業務の最適な者を選定するための手続に関し必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名称

令和7年度地域で取り組む健幸・デジタル生活推進事業企画運営業務委託

(2) 業務内容

令和7年度地域で取り組む健幸・デジタル生活推進事業企画運営業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託限度額

32,384,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(4) 事業の所管課

焼津市役所行政経営部DX推進課 スマートシティ推進室

〒425-8502 静岡県焼津市本町二丁目16番32号

TEL：054-626-9414 FAX：054-626-2183

E-mail：digital@city.yaizu.lg.jp

3 参加資格

企画提案に応募できる者に必要な資格は、次のとおりとする。ただし、公告日から契約締結までの間に焼津市から指名停止の措置を受けたときは、参加資格を喪失するものとする。

(1) 令和4年4月1日から本公告日までの間に、地方公共団体が発注した健康管理アプリの導入業務を元請として完了した受託実績があること。

(2) 次のいずれかの条件を満たすこと。

ア JISQ15001（プライバシーマーク）の認証を取得していること。

イ ISO/IEC27001 又はJISQ27001 の認証を取得していること。

(3) 焼津市随意契約見積心得の15に定める見積りする資格のない者に該当しないこと。

4 提案等のスケジュール（予定）

項目	時期
(1) 実施要領の閲覧開始	4月21日(月)
(2) 質問書の受付期間	4月21日(月)～4月28日(月)午後5時必着
(3) 参加表明書の提出期限	4月28日(月)午後5時必着
(4) 質問書への回答	5月2日(金)
(5) 参加資格決定通知書の送付	5月2日(金)
(6) 企画提案書等の提出期限	5月16日(金)午後5時必着
(7) プレゼンテーション	5月22日(木) 予定（時間は追って連絡）
(8) 審査結果通知	5月下旬
(9) 優先交渉権者との協議	5月28日(水) 午後1時30分から
(10) 契約締結、業務開始	5月下旬

※都合によりスケジュールは変更となる場合がある。変更となる場合は参加事業者に連絡する。

5 実施要領の閲覧及び閲覧場所

- (1) 閲覧期間 令和7年4月21日(月)～4月28日(月)
※市役所閉庁日を除く午前9時から午後5時まで。
- (2) 閲覧場所 2(4)に同じ
※焼津市ホームページからも閲覧やダウンロードが可能。

6 質問書の提出期限、提出場所及び方法

- (1) 提出期限 4月28日(月) 午後5時必着
- (2) 提出書類 様式第6号「質問書」
- (3) 提出先 2(4)のE-mailアドレス
- (4) 提出方法 電子メール

7 質問への回答

令和7年5月2日(金)までに、参加表明をした全事業者に電子メールにより回答。

8 参加表明にあたっての留意事項

- (1) 実施要領の承諾
参加表明書の提出をもって、本要領の記載内容を承諾したものとみなす。
- (2) 費用の負担
参加表明書等の提出に関する費用は、事業者の負担とする。
- (3) 使用言語等
提案に関して使用する言語は日本語とする。
- (4) 提出書類の取り扱い
提出された書類については変更できないものとし、参加資格決定通知書の内容に関わらず返却しない。
- (5) 情報公開
提出された書類は、焼津市情報公開条例(平成18年焼津市条例第2号)に基づき、情報公開の対象となる。
- (6) 追加資料の提出
提出書類について、提出後の追加及び変更は認めない。ただし、焼津市が参加資格の審査に必要と判断した場合は、追加の書類の提出を求める場合がある。

9 参加表明書等の提出期限、提出場所及び方法

- (1) 提出期限：令和7年4月28日(月) 午後5時(必着)
- (2) 提出場所：2(4)に同じ
- (3) 提出方法：持参または郵送(郵送の場合は提出期限必着を条件とする。)
- (4) 提出書類：次の書類を提出すること。
 - ア 参加表明書(様式第1号)
 - イ 会社概要(様式第2号)及び会社パンフレット
 - ウ 同種業務の事業実績(様式第3号)
※令和4年4月1日から本公告日までの間に、地方公共団体が発注した健康管理アプリの導入業務を元請として完了した受託実績を記載。記載した内容が確認できる書類(契約書、仕様書の写しの抜粋等)を添付すること。
 - エ 法人・商業登記現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書(写し可。発行日より3カ月以内のもの。)
 - オ 財務諸表(写し可。貸借対照表、損益計算書及び株主(社員)資本等変動計算書。いずれも終了した直近の事業年度のもの。)
 - カ 納税証明書(写し可。法人税、消費税及び地方税について未納がないことを証明するも

- の。税務署様式その3又はその3の3。)
- キ 印鑑証明書（代表者印の印鑑証明書 発行日より3カ月以内のもの。）
- ク JIS Q 15001（プライバシーマーク）、又は ISO/IEC 27001 若しくは JIS Q 27001 による認証を受けていることを証明する書類の写し
- ※なお、焼津市競争入札参加者の資格に関する要綱（平成23年焼津市告示第310号）に基づき、有資格者名簿に登録をしている者については、上記エ～キを省略することができる。

1 0 参加資格決定通知書

- (1) 焼津市は、参加表明書等を提出した事業者に対し、その内容を精査し、令和7年5月2日（金）までに「参加資格決定通知書」を電子メールにより通知する。
- (2) 参加資格がないと認められた事業者は、その理由について、通知を受けた日の翌日から起算して3日（祝日等を除く）以内に、書面により説明を求めることができる。焼津市は説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日以内に書面により回答する。なお、期限後の質問は受け付けない。

1 1 参加表明後の辞退

参加表明書提出後に参加を取りやめる場合は、様式第7号「参加辞退届」を、令和7年5月16日（金）までに、焼津市役所DX推進課へ提出すること。

参加辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いはない。

【以降、参加資格を有する提案者の手続き】

1 2 企画提案に当たっての留意事項

- (1) 提案費用の負担
提案に関する費用は、事業者の負担とする。
- (2) 使用言語等
企画提案書等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時間及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位によることとする。
- (3) 提出書類の取り扱い
提出書類については変更できないものとし、採用、不採用に関わらず返却しない。
- (4) 提供資料の取り扱い
焼津市から得た資料・情報等は取扱いに注意するとともに、無断で提案に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。
- (5) 情報公開
提出された書類は、焼津市情報公開条例に基づき、情報公開の対象となる。
- (6) 追加資料の提出
提出書類について、提出後の追加及び変更は認めない。ただし、焼津市が審査に必要と判断した場合は、追加の書類の提出を求める場合がある。
- (7) その他
ア 本要領等に定めるもののほか、提案にあたって必要な事項が生じた場合には、提案者に通知する。
イ 企画提案に記載する内容は、全て本業務における実施義務事項として、参加者が提示するものであることに留意すること。なお、実施義務事項でなく、参考として記載が必要な場合には、【参考】と明示するなど、混同する可能性を排除すること。

1 3 企画提案書等の提出期限、提出場所及び方法

1 0 (1) により参加資格決定通知を受けたものは、企画提案書等を提出すること。

- (1) 提出期限 令和7年5月16日（金） 午後5時（必着）
- (2) 提出場所 2（4）に同じ
- (3) 提出方法 持参または郵送（郵送の場合は提出期限必着を条件とする）

1.4 書類等の提出について

- (1) 提出書類は次のとおりとする。

No.	提出書類	説明
①	企画提案書かがみ	様式第5号を使用すること。
②	企画提案書	「15 企画提案書」の要領に従い作成すること。
③	見積書	「18 見積書作成にあたっての注意事項」の要領に従い作成すること。

- (2) 企画提案書のかがみに①様式第5号「企画提案書」を使い、②、③と一緒にフラットファイル等に綴じて提出すること。
- (3) 提出書類は、代表者印を押印した正本1部、正本を複写した副本10部及び、データを提出することとし、データは電子メールで送付すること。

1.5 企画提案書

- (1) A4（縦又は横：両面印刷：長辺綴じ）、30ページ以内（様式第5号及び見積書はページ数に含まない）でまとめ、各ページ下部にページ番号を記載すること。
- (2) 焼津市の担当職員以外の職員が、提案者の説明がなくても読んで理解できるように配慮すること。
- (3) 別表「評価基準」の項目順に評価の視点を中心に記載すること。

1.6 プロポーザル参加に際しての注意事項

- (1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は失格又は無効となることがある。

- ア 本要領に定める手続き以外の手法により、関係者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合。
- イ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合。
- ウ 事業者選定終了までの間に他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合。
- エ 企画提案書等に虚偽の記載を行った場合。
- オ 審査終了後に、参加資格を満たしていない事実が発覚した場合。
- カ その評価結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合。

- (2) 著作権・特許権等

企画提案書等の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提案者が負うものとする。

- (3) 複数提案の禁止

提案者は、複数の企画提案書等の提出はできない。

- (4) 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。

- (5) その他

参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書等の提出がなされない場合は、辞退したものとする。

1.7 プレゼンテーションについて

- (1) 開催日
令和7年5月22日(木)を予定
- (2) 実施方法
WEB会議システム(Zoom)を用いてオンラインで実施する。接続については提案者側でミーティング招待のURL、ミーティングID、パスワードなどを発行すること。なお、会議は録画不可とする。
- (3) 時間
追って通知する。
- (4) 参加人数
5人以内とする。なお、本業務において予定している業務責任者および主担当者(プロジェクトリーダー)は必ず出席すること。
- (5) 注意事項
 - ア 発表の順番等については、提案者と協議することなく、焼津市が決定する。
 - イ プレゼンテーションは企画提案書をもとに行うこと。
 - ウ 企画提案書の内容をプレゼンテーション用に再構成することは可とするが、企画提案書と異なる内容の提案は、評価対象外とする。

1.8 見積書作成にあたっての注意事項

- (1) 見積金額は、令和7年度事業委託期間中の本業務に係る費用の見込額とする。
- (2) 通貨単位は円とする。
- (3) 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載すること。
- (4) 仕様書「7 業務の内容」に記載の業務毎に費用を積算し、内訳を記載すること。各業務の費用上限と記載上の留意事項は次のとおりとする。
 - ア デジタルで生活習慣病予防業務：2,629千円(税込み)
 - ・ 特定保健指導、糖尿病重症化プログラム等、支援プログラム毎の積算人数と単価を記載すること。
 - イ デジタルで妊産婦をサポート業務：1,859千円(税込み)
 - ・ 支援プログラムの積算人数と単価を記載すること。
 - ウ 地域とつながる健康生きがいきづくり業務：18,326千円(税込み)
 - ・ ①健康管理アプリ(PHRサービス)の導入・活用、②地域と連携した健康・生きがいきづくり施策の展開、③デジタルサービスの連携を項目とし、内訳を記載すること。
 - ・ ③デジタルサービスの連携には、xIDアプリとの連携に関する費用を記載すること。
 - エ 地域におけるデジタル活用促進業務：9,570千円(税込み)
 - ・ ①講習会、②問い合わせ対応、③広報活動を項目とし、内訳を記載すること。
- (5) 別途、令和8年度、9年度分の概算費用を積算すること。各年度の想定委託限度額及び各業務の想定費用上限は次のとおり。
 - ア 令和8年度事業
 - ・ 委託限度額：39,314千円(税込み)
 - ・ デジタルで生活習慣病予防業務：3,608千円(税込み)
 - ・ デジタルで妊産婦をサポート業務：2,486千円(税込み)
 - ・ 地域とつながる健康生きがいきづくり業務：24,420千円(税込み)
 - ・ 地域におけるデジタル活用促進業務：8,800千円(税込み)
 - イ 令和9年度事業

- ・委託限度額：28,314千円（税込み）
- ・デジタルで生活習慣病予防業務：3,850千円（税込み）
- ・デジタルで妊産婦をサポート業務：2,904千円（税込み）
- ・地域とつながる健康生きがいつくり業務：13,420千円（税込み）
- ・地域におけるデジタル活用促進業務：8,140千円（税込み）

19 優先交渉権者の選定

- （1）本業務の受注者選考にあたっては、焼津市職員で組織する選定委員会が、提出された企画提案書等の書類及び提案価格を公平かつ客観的に評価し、優先交渉権者を選定する。
- （2）評価については、選定委員会委員が、別表「評価基準」により採点し、各委員の評価点合計が最も高い提案者を第一優先交渉権者とする。
- （3）各委員の評価点合計が最も高い提案者が2者以上あるときは、選定委員会で審議の上、優先交渉権者を決定する。
- （4）評価点合計満点の6割を最低基準点と定め、最低基準点に満たない提案は、優先交渉権者選定の対象から除外する。
- （5）提案者が1者の場合、その提案の評価が最低基準点以上となった場合は優先交渉権者として選定する。
- （6）選定結果については、以下のとおり電子メールにより通知する。
 - ア 選定業者には、優先交渉権者に選定された旨の通知書を送付する。
 - イ それ以外の業者には、不採用の通知を送付する。

20 契約に関する条件

- （1）契約の交渉と契約

優先交渉権者と契約交渉を行った上、合意が得られた時点で随意契約による契約を行う。ただし、この交渉が不調に終わった時は、次の順位の提案者と同様の交渉を行うこととし、以下同様とする。
- （2）その他

別紙契約書案のとおりとする。